

砥部町国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料の徴収方法の変更に
関する事務取扱要綱

平成29年2月9日
砥部町告示第10号

(趣旨)

第1条 この告示は、国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料の徴収方法の変更について、必要な事項を定めるものとする。

(普通徴収への変更)

第2条 町長は、次に掲げる国民健康保険税又は後期高齢者医療保険料(以下「国保税等」という。)の徴収方法を、当該国保税等の納税義務者又は納付義務者(以下「納付義務者」という。)の申出により、特別徴収から普通徴収へ変更するものとする。

- (1) 地方税法施行令(昭和25年政令第245号)第56条の89の2第3項第4号に掲げる場合に該当する世帯主に係る国民健康保険税
- (2) 高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号)第23条第3号に掲げるものに該当する被保険者に係る後期高齢者医療保険料

(普通徴収への変更の基準)

第3条 前条の規定による徴収方法の変更は、特別徴収による納付義務者が、国保税等に滞納がなく普通徴収(口座振替に限る。)によっても、引き続き確実な納付が見込まれると町長が認める場合に行うものとする。

(普通徴収への変更の申出)

第4条 納付義務者は、国保税等の徴収方法について、特別徴収から普通徴収への変更を申し出ようとするときは、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料徴収方法変更申出書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。

(普通徴収への変更の決定等)

第5条 町長は、前条の規定による申出があったときはその内容を審査し、変更することが適当であると認めたときは国民健康保険税・後期高齢者医療保険料徴収方法変更承認通知書(様式第2号)により、変更することが適当でないとき国民健康保険税・後期高齢者医療保険料徴収方法変更却下通知書(様式第3号)により納付義務者に通知するものとする。

(特別徴収への変更)

第6条 町長は、前条の規定により国保税等の徴収方法を特別徴収から普通徴収へ変更された納付義務者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該国

保税等の徴収方法を普通徴収から特別徴収に変更するものとする。

- (1) 特別徴収への変更の申出をし、町長が適当であると認める場合
 - (2) 国保税等を特別な理由がなく滞納し、今後も納付の見込みがないと町長が認める場合
 - (3) 虚偽又は不正な行為により徴収方法を特別徴収から普通徴収へ変更されたと町長が認める場合
- 2 前項第1号の規定による申出は、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料徴収方法変更申出書（普通徴収から特別徴収）（様式第4号）を町長に提出しなければならない。
- 3 町長は、第1項の規定により徴収方法を変更する場合は、納付義務者に対し、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料徴収方法変更申出取消通知書（様式第5号）により通知するものとする。
- （その他）

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（令和3年5月25日告示第112号）

この告示は、公表の日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料徴収方法変更申出書

年 月 日

砥部町長 様

納付義務者 住 所.....

氏 名
.....(署名又は記名押印).....

電話番号.....

下記の要件を満たしているため、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料を口座振替により納付することを希望し、その旨、申出します。

なお、この申出以降、滞納が発生した場合には、特別徴収になることに同意します。

要件

- 1 国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料の滞納がないこと。
- 2 今後の国民健康保険税・後期高齢者医療保険料を口座振替により納付すること。

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

様

砥部町長

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料徴収方法変更承認通知書

年 月 日付けで申出のありました国民健康保険税・後期高齢者医療保険料徴収方法変更の申請について、変更の可否を審査した結果、特別徴収から普通徴収（口座振替）への変更を承認します。

なお、特別徴収から普通徴収への変更にあたっては、手続きに2月程度の期間を要します。次回も、そのまま特別徴収される場合がありますので、ご了承ください。

様式第3号（第5条関係）

年 月 日

様

砥部町長

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料徴収方法変更却下通知書

年 月 日付けで申出のありました国民健康保険税・後期高齢者医療保険料徴収方法変更の申請について、変更の可否を審査した結果、特別徴収から普通徴収（口座振替）への変更を却下します。

却下理由

※不服申立て等

この通知書について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に、国民健康保険税については砥部町長に、後期高齢者医療保険料については愛媛県後期高齢者医療審査会（〒790-8570 愛媛県松山市一番町4-4-2 電話番号 089-941-2111）に対して審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に砥部町を被告として提起することができます。（なお、裁決を知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

決定の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも決定の取消しの訴えを提起することができます。

様式第4号（第6条関係）

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料徴収方法変更申出書
（普通徴収から特別徴収）

年 月 日

砥部町長 様

納付義務者 住 所.....

氏 名
.....（署名又は記名押印）

電話番号.....

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料納付方法を普通徴収から特別徴収に変更することを申出します。

様式第5号（第6条関係）

年 月 日

様

砥部町長

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料徴収方法変更申出取消通知書

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の徴収方法を特別徴収から普通徴収へ変更することを決定しましたが、次の理由によりこの決定を取消しましたので、通知します。

取消しの理由

※不服申立て等

この通知書について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に、国民健康保険税については砥部町長に、後期高齢者医療保険料については愛媛県後期高齢者医療審査会（〒790-8570 愛媛県松山市一番町4-4-2 電話番号 089-941-2111）に対して審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に砥部町を被告として提起することができます。（なお、裁決を知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

決定の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも決定の取消しの訴えを提起することができます。